



# 第5章

## 計画の推進に向けて

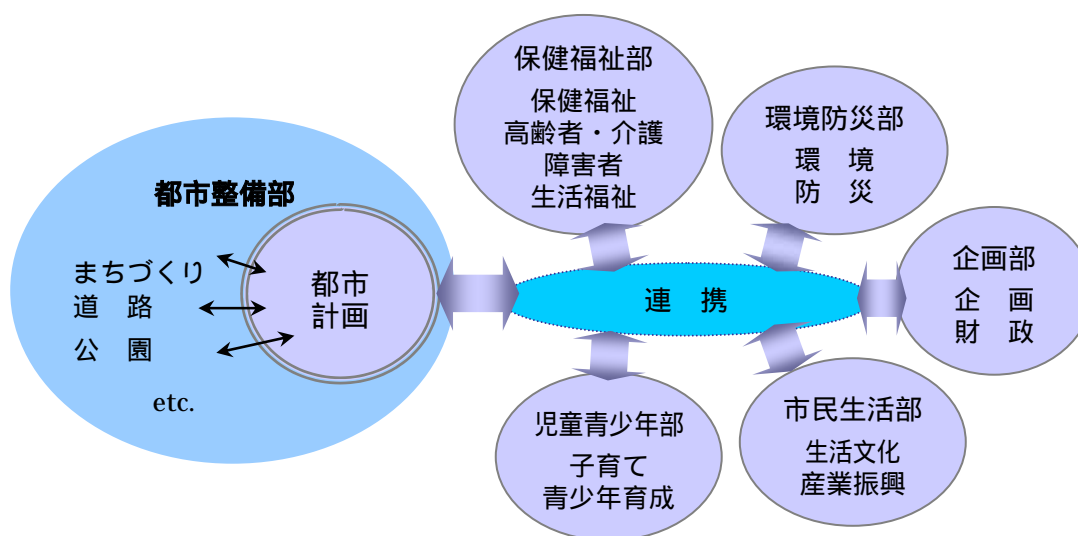
- 5-1. 計画推進のための体制づくり
- 5-2. 市民・事業者等の参加と協働
- 5-3. 国・都への提案・要望

## 5 - 1 . 計画推進のための体制づくり

### ( 1 ) 庁内体制および連携の強化

本計画においては、これまでのような新規供給を中心とした住宅のハード面の整備だけではなく、高齢者や障害者の居住の安定や市民が安心して暮らせる住生活を支えるソフト面での取り組みが重要となります。そのため庁内の関連部局との連携を一層強化し、推進体制の充実を図ることで、効率的で実効性のある施策の実現をめざします。

計画推進のための庁内体制イメージ



### ( 2 ) 総合的視点からみた施策の検討

行財政を取り巻く環境が厳しい中、施策を総合的に推進していくためには、1つの住宅施策が他の分野の施策に及ぼす影響効果等を庁内で横断的に検討していく、総合行政の視点が必要になります。これまでのように部局ごとに予算を振り分けて個々に施策を実施するのではなく、ひとつの施策が他の部局に及ぼす影響等を踏まえることで、全体事業費の削減を図るものです。

例えば、持家バリアフリー改善の助成費支給事業では、バリアフリー化された持家率が向上することにより、家庭内でのつまずき事故などが減少し、結果として保健・医療・介護などの福祉施策事業費の低減につながります。福祉施策事業費の低減分がバリアフリー助成費の増加分を上回れば、市としては財源の節約につながるわけです。

このように、今後の住宅施策の推進にあたっては、総合行政の視点から他の分野の施策に及ぼす影響効果等を十分に検討していくことが必要です。

### ( 3 ) 住宅相談および情報提供の拡充

住宅やまちづくりに関する市民のさまざまな相談に適切に対応していくため、福祉、環境、防災など、さまざまな分野の総合的な取り組みが必要です。そこで、住宅、まちづくりおよび福祉に関する情報を庁内関係部局と横断的な推進体制を築き、一元的に管理・提供する仕組みを検討します。また、民間事業者やNPO、専門家との連携により、適切な住教育のあり方について検討するものとします。

情報の提供にあたっては、市報や市のホームページを総合的に活用し、市民が必要な情報を的確に把握できるよう努めます。

---

## 5 - 2 . 市民・事業者等の参加と協働

---

### ( 1 ) 市民・NPO 等の役割

住宅は地域の街並みを形成する社会的な資産としての性格を持ち、市民は地域の構成員として行政と協働しながら、積極的にまちづくりに参加していくことが求められます。

このため、市はさまざまな媒体による総合的な情報提供体制や相談体制、住教育体制を構築するとともに、必要に応じて市民や NPO 等との協働事業を実施することなどにより、市民の主体的な住まいづくりとまちづくりを支援していきます。また、地域住民の幅広い合意形成が必要となる場合は、良好な住宅や住環境の確保に対して行政が適切な支援に努めます。

地域コミュニティ活動における市民・企業ボランティアの広がり、住宅の維持管理、まちづくり活動における NPO 等の役割が高まりをみせていることから、従来の行政サービスだけでは補えない活動について、市民団体等とパートナーシップを築きながら支援を進めていきます。

### ( 2 ) 事業者の役割

住宅の供給や流通、修繕、管理、金融などの住まいに関するサービスのほとんどは民間事業者が担っており、その役割は非常に重要なものになっています。こうした事業者はその社会的責務を十分に認識し、地域における良質な住宅供給や良好な住環境形成を促す施策について、積極的に協力することが求められます。

また、独立行政法人都市再生機構については、再開発事業や密集住宅市街地の再生、中堅所得者層に対する賃貸住宅供給等において重要な役割を担っており、引き続き良質な住宅や住宅市街地の整備を推進していくことが求められます。

市は、住宅政策への理解と協力が得られるよう事業者に対する情報提供を行うとともに、行政が関与する住宅供給や各種助成制度、相談支援制度等において、事業者との協働に基づいた施策の展開を図ります。

---

## 5 - 3 . 国・都への提案・要望

---

住宅マスタープランの推進にあたっては、市だけの対応では財政的にも厳しく、十分な成果を得るには困難であるため、国・東京都に協力を求めています。

国・都は、ともに最低居住水準未達世帯の解消を住宅政策の目標のひとつとしています。これは、本計画における重要な目標のひとつでもありますので、国・都には実効性の高い施策の実現及び財政の安定を図るため補助制度の新設や公的資金制度の活用を要望します。

国に対しては、住み慣れた地域での居住継続を支援する総合的な土地対策の推進、住宅困窮者に適切な住宅を提供できるよう、入居資格の見直しなど現行の公営住宅法の改正を求めています。また、分譲マンションの改修、建替え等に関する支援策の拡充、高齢者の居住の安定確保を図るために、高齢者の居住支援の充実も求めています。

東京都に対しては、高齢者、障害者、中堅ファミリー層向けなどの良質で多様な住宅の供給などの支援を要望します。また、老朽化した都営住宅に関しては、住戸の改善や建替えを要請します。建替えに際しては、多様な住宅の供給とともに、周辺環境に配慮し、良好なまちづくりに寄与するよう要請します。